久我記念美術館

12月企画展 7日(火)~23日(木)
(月曜休館・入場無料)

第1回 久我記念美術館収蔵品展
『赤・青・黄 三色で広がる色鉛筆の世界』展

12月の久我記念美術館は、同館の収蔵品展および『赤・青・黄 三色で広がる色鉛筆の世界』展を開催します。

久我記念美術館収蔵品展

▲池田正臣『廃屋』

久我記念美術館は、故 久我五千男氏により、昭和54（1979）年に個人の美術館として建てられました。久我氏は昭和59年に急逝され、ご遺族のご厚意により敷地・建物・記念資料が須恵町に、主たる資料が福岡県立美術館に寄贈されました。その後、昭和61年8月6日に、須恵町立美術センター久我記念館と改称され現在に至っています。

寄贈後は、個展を開催した作家の作品や須恵焼を中心にコレクションを充実してきました。今回はその資料の中から厳選した作品をみなさまに紹介します。

『赤・青・黄 三色で広がる色鉛筆の世界』展

▲案浦さんの作品

今年度から、まなビックで開講されている色鉛筆画教室。案浦博子さん（須恵美術クラブ会員）を講師に迎え、10回の講座の集大成として展覧会を開催します。

案浦さんのコメントです。

“赤・青・黄の三色だけで広がった色鉛筆の世界。ひとりひとり違った色が出来上がり、思いもよらない驚きの連続でした。

絵を描くことは新しい自分を発見することです。

改めて色鉛筆の魅力再確認！

色鉛筆画教室のManabito達それぞれの自己再発見の世界を一緒に楽しんで頂ければ幸せです。”

１１月の企画展

“第6回 ゆみ’Sキルト展 ～布あそび～
紬(きずな)”
11月9日(火)～28日(日)12時まで(月曜休館)

・木本トモ子 一人芝居 『ラビアンローズ』
11月14日（日）15：30～
チケット 大人1,000円 高校生以下無料

・木管楽器アンサンブルカルテット
11月24日（水）18：00～
チケット 大人1,000円

まちの史跡めぐり……92

町文化財専門委員 石瀧 豊美

江戸時代へようこそ(5)
＝ 村の一年 ＝

『村役人心得』は一般的な注意事項の後、月別に必要な事項を書き上げています。これが、私たちには「村の一年」の推移を知る手がかりになります。今度は一月から十二月までの村の生活を眺めてみましょう。

【正月】

賭博の禁止

松の内であっても賭け事は一切禁止です。村中に厳しく達しするように、というのが庄屋の心得の第一条。

しかし、再々禁じなければいけないのは、実態は逆だということを示しています。正月は特別だと、賭け事に励むケースがけっこうあったのでしょう。このように、ある特定の期間、特定の場所では通常のルールが適用されないというのは、時代をさかのぼるとしばしば起こっていたことでした。

松囃子での贅沢の禁止

松囃子は現在の博多ドンタクのルーツです。明治になって松囃子が禁止されたので、その代わりに起こった祭りがドンタク。ドンタクはオランダ語のゾンターク（英語のサンデー、つまり日曜日）に由来する言葉です。昔、土曜日を半日働くのを半ドンと言っていたのは、半分日曜の意味でした。

博多ドンタクは現在五月の初めに行われていますが、本来の松囃子は正月十五日の行事でした。博多の町人たちが仮装し、行列を作って福岡城へ年始の挨拶に向かいます。

中洲を経て福岡の町中を通り、福岡城の堀を越えます。現在、城内の舞鶴中学校がある位置にあったのが「御館（おやかた）」と呼ばれる、藩主の邸宅です。ふつうは城内に一般庶民が入ることはできませんが、この日ばかりは大手をふって入りました。

黒田家が筑前に入る前は、名島城にいた小早川家が筑前を支配していました。小早川家を継いだ若い殿様、小早川秀秋を慰めるために博多町人が臨時に松囃子を仕立てて、名島城に入ったことがあり、以後、松囃子が城内に入る行事が、黒田家の時代になっても伝統として続いていたようです。

明治以降もそれが引き継がれ、年に一回、招魂祭（戦病死した兵士の鎮魂祭）の時は一般の人たちも、当時兵営となっていた福岡城へ入ることができました。

博多松囃子は伝統行事として、近隣の人たちを博多へ呼び寄せることになっていたのは現在と変わらなかったようです。

そこで、村から松囃子の見物に行く時、禁止されている衣類・櫛・笄（こうがい）を用いてはいけない。その旨、村中に達しておくように、と書かれています。

一般に、贅沢な品物の禁止は江戸時代にどの藩でも通達していることです。贅沢に慣れると、より贅沢を求めることになる。また、贅沢を許すとその影響が周囲の人たちに及ぶ。贅沢はお金がないとできませんから、田畑を質に入れてでも贅沢をしたいとなると、農業経営の根幹が揺らいでしまいます。

それで、農業に基礎を置く、江戸時代の社会は贅沢の禁止を大前提にしています。また、実際にも、農民は質素な生活を送っていました。想像を絶するような贅沢をしている町人や農民がいないわけではありませんが、多くの農民は贅沢に目を向けず、黙々と農業に励んでいたというのが、ごくふつうに見られた風景でしょう。

松囃子見物の際の、衣類・櫛・笄の禁止は、単に贅沢の禁止という以上に、身分規制を守らせようとした側面があったと思われます。

江戸時代の社会では「分相応」に生きることが求められていました。身分にふさわしい生き方がモデルです。

着用する着物の色・柄・デザインに至るまで、身分によって細かい約束がありました。贅沢そのものよりも、そうした決まりを破ることが戒められていたと言えそうです。

出人・入人願いの〆切

村に移住してくる人間が入人（いりにん）。村から他へ移住する人間が出人（でにん）です。めったにないことではあっても、全くないというわけではないというのが、入人・出人。

出人願いは正月二十日が提出期限。村居住願い（入人の申請）は正月中となっています。出人は御家中（侍の家）、または市中（城下町福岡と博多）、他郡への移住です。これは場合によっては身分の変更をもたらします。村に住んでいる時は百姓身分ですが、侍の家に奉公すると侍の家来の扱いになり、福岡や博多に移住すると町人身分になります。

入人には他国から村への移住を願う者や、一旦村を出た後、再び村にもどってくるケースなどがあります。

これらを正月早々に願い出させているのは、三月に村の住人全員の調査である「宗旨改め」を控えていたからでしょう。